

理由

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについて、その輸入に関する事実が関税定率法の定める要件に該当すると認められることから、同法に規定する暫定的な不当廉売関税を課する必要があるからである。